

公益社団法人玉川法人会隔月刊広報誌

# たまでんBOARD

<http://www.tamagawa.or.jp/> Vol.205号 通巻305号

令和3年  
**新緑**  
5月  
号

法人会の公益・共益事業には一般の方でもご参加できます。



生まれ変わった馬事公苑。右奥は用賀 SBS ビル

詳しくは行事予定をご覧ください  
2021年5月1日発行

## Contents

委員会・支部・部会活動報告	3
税制改正に関する主な実現事項	6
法人会報誌読み比べ	8
福利厚生費（支度金、社宅等に対する取り扱い）	9
新入会員ご紹介	11
税務署からのお知らせ	12

発行人 / 公益社団法人玉川法人会 会長 阿部友太郎  
編集 / 公益社団法人玉川法人会 広報委員会  
事務局 / 東京都世田谷区玉川2丁目1番15号  
TEL 03-3707-8668 FAX03-3707-4992  
<http://www.tamagawa.or.jp/>

玉川法人会

検索

## 5月の行事予定

7(金) 女性部会 役員・班長会	13:00	玉川区民会館
12(水) 玉川税務懇話会	14:00	玉川税務署
13(木) 東法連女性部会連絡協議会	14:30	東京ドームホテル
14(金) 税に関する絵はがきワーキング	13:30	玉川区民会館
18(火) 東法連総務組織委員会	14:30	全法連会館
31(月) 全法連理事会	12:30	全法連会館

## 6月の行事予定

8(火) 通常総会	10:00	玉川区民会館 集会室
9(水) 女性部会絵はがきコンクール応募資料袋詰め作業	10:00	玉川税務署
10(木) 東法連通常総会	15:00	目黒雅叙園
22(火) 会員増強並びに大型保障制度功労者懇談会Tamagawa絆プロジェクト	18:00	二子玉川エクセルホテル東急

## 7月の行事予定

14(水) 正副会長会議	13:00	玉川町会会館
常任理事会	13:30	玉川町会会館
理事会	14:30	玉川町会会館

5月・6月・7月の行事予定は4月20日現在のものです  
 ★印は一般の方も参加できる行事です  
 お問い合わせは下記の玉川法人会事務局まで

### 納税も、e-Taxで!! ダイレクト納付が便利です。

3年5月分の源泉所得税の納付期限	3年6月10日(木)
3年3月決算法人の確定申告期限・納付期限	3年5月31日(月)
3年9月決算法人の中間申告(予定申告)期限・納付期限	3年5月31日(月)
消費税の中間申告期限・納付期限	3年5月31日(月)
3年6月決算法人の第3四半期分、3年9月決算法人の半期分・第2四半期分、3年12月決算法人の第1四半期分	
3年6月分の源泉所得税の納付期限	3年7月12日(月)
3年4月決算法人の確定申告期限・納付期限	3年6月30日(水)
3年10月決算法人の中間申告(予定申告)期限・納付期限	3年6月30日(水)
消費税の中間申告期限・納付期限	3年6月30日(水)
3年7月決算法人の第3四半期分、3年10月決算法人の半期分・第2四半期分、4年1月決算法人の第1四半期分	



## 理事会・支部・部会 活動報告

### 令和2年度 第6回 理事会

日 時 3月18日(木) 15:00～17:00  
場 所 玉川法人会会議室 及び WEB 会議併用  
参加数 40名

桜の花の便りがあちこちから届き、めっきり春めいた日々を迎えた中で令和2年度の第6回理事会が行われました。コロナの勢いは一時期よりは衰えたものの、まだまだ火種が燻っていて、再び再燃しかねない様子です。今回も前回同様、WEB会議との併用で行われました。

#### 次 第

1. 会長（代表理事）より業務遂行状況の報告
2. 玉川税務署副署長挨拶
3. 審議事項
  - (1) 令和3年度事業計画承認について
  - (2) 令和3年度収支予算承認について

- (3) 第11回通常総会（定時社員総会）招集通知について
- (4) 租税教育推進引当資産の事業内容変更について
- (5) 規程改訂（15-2 顧問、相談役及び参与に関する規程）
- (6) 事業変更届け

#### 4. 報告事項

- (1) 第2回役員推薦委員会（3/18 開催済）の報告
- (2) 令和2年度予算執行計画進捗状況
- (3) 会員増強報告
- (4) 業務執行理事から業務遂行状況の報告（書面による報告）
- (5) その他

以上

※理事会冒頭に、東法連特退共動画研修の実施

### 第9支部

#### 来るべき「相続・事業承継」に備えて ～税務・税務の側面から考える～

日 時 3月20日(土) 13:00～14:30  
場 所 「用賀区民集会所 第2会議室」  
(用賀ビジネススクエア内)  
講 師 落合孝裕(税理士)、高野源弘(司法書士)  
参加数 19名(法人会員10名、一般9名)

弁護士、税理士、司法書士など「士」がつく職業を士業といいます。第9支部にはこの士業の方が多くおられます。せっかくなので各々が専門的な分野を活かした情報発信をしようということになりました。それぞれ分野が分かれていますので、一つのテーマに対して違う専門家により異なるアプローチが行われます。今回は「税理士×司法書士によるオンラインセミナー企画」と題して、会社を営んでいる方、今後継承すべき事業がある方へ、来るべき「相続」の局面で、税務的には、法務的にはどのように考え、準備したら良いのかを最新の情

報を踏まえて解説する。という趣旨で行いました。事業承継税制や相続など2019年施行民法改正についての解説を中心に実務経験の豊富な税理士、司法書士がわかりやすく行いました。まだ緊急事態宣言解除の前日ということもあり、新型コロナウイルス感染対策としてのオンライン形式での開催となりました。



左から高野さん、大嶽支部長、齋藤さん、落合さん、水谷副支部長

水谷弁護士の司会、大嶽支部長の挨拶に続いて最初は、落合税理士。事業承継と言えど何となく黒字で従業員もいる企業、というイメージを赤字の個人カンパニーの場合まで丁寧に取り上げていただき、とても興味がありました。続く高野司法書士による改正相続法で便利になった点、特に遺

言データを法務局に管理してもらえる仕組みは高野さんご自身で体験された様子まで説明され、これも興味深く聞くことができました。

終わりに今年度に退任する大嶽支部長へ花束の贈呈があり、無事終了しました。

(広報委員長 第9支部 松山 仁)

### 「用賀の歴史双六」配布報告

日時 3月10日(水) 10:30～

さる3月10日(水)午前10時30分。わざわざ拙宅(大嶽自宅)まで用賀中学校の草開校長先生がおとずれ、中学校に寄贈した「用賀の歴史双六」への感謝状(玉川法人会宛て)贈呈が行われました。公益団体が行う公益事業(地域への貢献)として地域や子供たちに、郷土の歴史を知ること郷土愛を育んでもらうという、私たちの意図が少しでも達成できたことは嬉しいことでした。

4月1日(木)には地域内の他の施設などに配布を行いました。地域の3町会(用賀、上用賀、上用賀南)には既に配布を終えています。双六の中に登場する神社、仏閣などから始めてまずは双六のスタート、即ち用賀の地名の由来であるヨガ道場があった真福寺から。地域の3つの神社を統合してできた用賀神社。それに無量寺などです。次に世田谷区役所の用賀出張所内の用賀あんしんすこやかセンターの蓮見センター長と用賀まちづくりセンターの谷亀所長に届けました。カルタも作る計画があったと言いましたら、「そんな面白そうな話は自分たちだけでなく我々も巻き込んで一緒にやりましょうよ」と、この企画について積極的な姿勢をアピールされました。

さらに世田谷中央図書館などにも資料として寄贈しました。その後、用賀、上用賀に点在する老

人介護施設に配布し、喜ばれました。他にも城南信用金庫ほか地域の金融機関にも配布し、ロビーなどにも展示していただきました。まだ他にも配布先は残っていますが、どうか主だった配布を終了しました。

今回の双六製作と配布につきましては支部会員からも「ここ数年の法人会事業の中で献血活動に並ぶ、地元に着した素晴らしい公共事業になったと思います。」とお誉めの言葉をいただきました。これからも地元地域のために様々な試みを行なっていきたいと思います。

【配布先リストは、以下の通りです。】

- ・京西小学校 (全校児童及び全職員に配布)
- ・用賀小学校 (全校児童及び全職員に配布)
- ・用賀中学校 (全校生徒及び全職員に配布)
- ・用賀南町会
- ・上用賀町会
- ・玉川台図書館
- ・用賀神社
- ・無量寺
- ・ソルシャス上用賀
- ・ウエルケア馬事公苑
- ・アリア馬事公苑
- ・城南信用金庫
- ・玉川法人会
- ・用賀町会
- ・用賀出張所
- ・区立中央図書館
- ・真福寺
- ・トラストガーデン
- ・デイホーム上用賀
- ・グランクレール馬事公苑
- ・世田谷信用金庫
- ・共立信用組合

(第9支部長 大嶽 公彦)



用賀中学校からの感謝状



左から感謝状を受け取る大嶽支部長と草開校長先生

## 女性部会

### 女性部会 東京法人会連合 女性部会連絡協議会

日時 3月9日(火) 14:30~16:50  
 場所 新宿京王プラザホテル  
 内容 女性部会全体連絡会議  
 ~講演・税に関する絵はがきコンクール  
 選考結果発表~  
 講演会 講師 黒川伊保子氏  
 (株)感性リサーチ代表取締役  
 ベストセラーの「妻のトリセツ」「夫の  
 トリセツ」などの著書をはじめ、男女の脳  
 の違いに注目し、コミュニケーション・  
 サイエンスという新たな領域を開拓なさ  
 いました。  
 参加数 100名(玉川法人会2名)

令和2年度の東法連女性部会連絡協議会は、コ  
 ロナ禍もあって、講演会と「絵はがきコンク

ル」の選考結果の発表という形になりました。参  
 加者も、例年の半数で100名となり、玉川法人会  
 からは松野女性部会長、田村が参加しました。

講師の黒川氏は、男女の脳の違いから、考えか  
 た、コミュニケーションの取り方について身近な  
 話を例に引きながら1時間半お話しくださいまし  
 ましたが、とても楽しい内容で、納得し共感ながら  
 聞くことができました。思わずメモを取ったり、  
 スライドの画面の写真を撮ったり、100名の女性  
 が熱心に聞き入る光景は壮観でした。

「税に関する絵はがきコンクール」は、コロナ  
 禍で参加校の数は減りましたが、各法人会から推  
 薦された作品は、いずれも素晴らしい作品ばかり  
 でした。例年は小学生たちも出席しましたが、今  
 回は発表だけとなりました。100名の女性の感動  
 の熱気を感じながら、無事連絡会議は終了しました。

(女性部会 副部会長 田村 尚美)

### 令和2年度 女性部会 SKT連絡協議会

日時 3月5日(金) 15:00~17:00  
 場所 リモートによる講演  
 内容 「未来につなげよう SDGs in 世田谷」  
 ~私たちの取り組み~  
 講師 湯ノ口弘二氏  
 コミュニケーションエナジー(株) 代表取締役  
 参加数 玉川法人会10名 他法人会26名

令和2年度の女性部会、SKT連絡協議会は、  
 世田谷法人会女性部の担当となりました。

玉川法人会は昨年の担当でしたがコロナ禍で実  
 施されなかったため、今回は、世田谷法人会と合  
 同での担当です。ただ、緊急事態宣言下でもあ  
 るので、オンラインによる講演会となりました。当  
 日は、芝公園にある講師湯ノ口弘二氏のスタジオ  
 へ、松野部会長と田村が出向き、準備などを分担  
 しました。ZOOMでの講演会ですが、玉川からは  
 10人が参加して、合わせて参加者は36人になり  
 ました。コロナで実施できるか不安含みのオンラ  
 インでの開催でしたが、多くの方に参加してもら  
 うことができ、ホッとしました。

講演会は、「SDGs」。(2年前に玉川法人会でも「  
 国連の広報センター所長」をお呼びし講演会を  
 いたしました)最近しばしば耳にし、誰もがあ  
 る程度は知ってはいますが、具体的に何ができ  
 るのだろうとなると、いささか自信がありません。  
 具体的に実施している活動などを紹介していただ  
 き、女性だからできること・・・のヒントをいた  
 だきました。今まで気が付かなかったけれど、こ  
 れも営業につながる、仕事にできるなど、改めて  
 SDGsの意味を理解し、ぜひ挑戦してみようと思  
 うことができる素晴らしい講演でした。

また、今回を機に、玉川の女性部会の皆さんは、  
 オンラインの会合にも、少しずつ慣れてきたので  
 はないでしょうか？

(女性部会 副部会長 田村 尚美)



## 法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和3年度税制改正では、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置が創設されるとともに、こうした投資等を行う企業に対する繰越欠損金の控除上限の特例が設けられました。また、中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促す措置が創設されました。

法人会では、昨年9月に「令和3年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小法人向け税制措置の適用期限延長、土地に係る固定資産税の課税標準額が据え置かれるなど法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

### [法人課税]

#### 1. 法人税率の軽減措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和3年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限が2年延長されました。</li> </ul>

#### 2. 中小企業投資促進税制

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和3年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業投資促進税制に商業・サービス業・農林水産業活性化税制を整理・統合したうえで、適用期限が2年延長されました。</li> </ul>

3. 中小企業の設備投資支援措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>「中小企業経営強化税制」、および令和元年度税制改正で創設された「中小企業防災・減災投資促進税制（中小企業強靱化法）」は、令和3年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業経営強化税制について、対象に経営資源集約化設備が追加されたうえで、2年延長されました。</li> <li>中小企業防災・減災投資促進税制について、計画の認定期限が設けられるとともに、特別償却率の引き下げや対象資産の見直しが行われました。</li> </ul>

【地方税】

1. 固定資産税の抜本的見直し

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年の全国の公示価格は5年連続で上昇し、地方圏においても、全用途平均、商業地が平成4年以来28年ぶりに上昇に転じるなど、地価は全国的に上昇傾向が広がりはじめた。令和3年度は評価替えの年度となるが、今般の新型コロナウイルスは企業に多大な影響を与えていることから、負担増とならないよう配慮すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度に限り、税額が増加する宅地等（負担水準が商業地等は60%未満、それ以外は100%未満の土地に限る）及び農地（負担水準が100%未満の土地に限る）については、令和2年度の課税標準額と同額となります。</li> </ul>

【その他】

1. 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置の延長等

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルスの収束時期は不透明であることから、中小企業の厳しい経営実態等を見極めながら、適用期限の延長や制度を拡充すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限が令和4年3月31日まで延長されました。</li> </ul>

2. 少子化対策

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた者が一定の保育施設の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を減免する特例措置について、適用期限が2年延長されました。</li> </ul>

## 法人会報誌読み比べ

コロナ下で他の法人会はどのような活動を行っているのか、また日頃あまり見ることのない法人会報の様子などリポートしてみました。

全国の法人会は現在、全国に約80万社、東京都内に48の単位会、約13万社の会員企業を擁する団体として大きく発展しています。（東法連ホームページより）

これらが単位会ごとに広報誌を出しているとなると、その数は大変なものになります。

私たち玉川法人会も現在年4回発行をしていて、コロナの前には毎月広報委員が集まり広報委員会を開いて校正などの作業を行っていました。その際、テーブルには主に都内の法人会の広報誌が並べられ、自由に手にとって閲覧ができるようにしていました。それぞれの会の個性が出ていて表紙だけを眺めていても、飽きません。

今回、他の会報誌を見て、①傾向はあるか②興味深い企画や記事③コロナの影響などにポイントを置いて読み比べてみました。

今回ランダムに選んだのは19の都内の単位会の広報誌です。コロナの影響でいつもの状況は分かりませんが、このような中、どのような活動をされているかがうかがい知れます。

まず手に取ってみると皆、「薄い」という印象です。（平均10ページ）支部活動などは玉川と同じく、ほとんど行われていないのでどうしても新春対談とか納税表彰式での表彰者の記事、あとは税制改正の提案などが主な記事となっています。記事の薄さと関係があるかわからないのですが、中の記事面もほとんどカラーです。表紙はみな写真（一部イラスト）で地元で撮られた寺や景色など、富士山が2つ、会員企業の社長などの人物写真が4つです。会報誌の名前は法人会の名前をひらがなにしたもの（あだち、すぎなみなど）が多く見受けられます。こうして見ると玉川の「たまでんBOARD」はかなりユニークな名前ですね。年間での発行回数は、ほとんどわかりません。ひとつだけ隔月で出している表示があっただけです。

次に中身を見て興味深い記事や企画はどうか。たまたまなのかわかりませんが、会員の名刺広告が多く入っている所がいくつかありま

す（北沢など）。税に関する川柳（板橋）やコロナの俳句など会員に投稿を求めるものもあります。さらには記事の内容についてのアンケートやナンプレのようなクイズを出して正解者にクオカードプレゼントというのもありました。15名の応募に対して5名が当選というのは良い確率ではないでしょうか。また広報誌を持参すると寄席のイベントが1500円から1200円に割引というのもありました（足立）あと税理士による税金相談が人気がある企画みたいで、あちこちで見受けられました。またタウンページの小冊子版のような税務署はじめ便利な連絡先をまとめたものを発行している所がありました（杉並）。

コロナの影響はどうか、事業はほとんど中止で署長と会長の新春座談会も署長に質問に答えてもらう形に切り替えた所もありました。またコロナ対策の区の担当者と法人会幹部の座談会などタイムリーな企画もありました（雪谷）。コロナで閉じこもりがちな会員に向けての、簡単な体操の紹介や健康相談のページなども見られました（目黒）。

ざっと見てきた中で、情報が少ない中でも、何とか広報誌だけはいつものように、発行している。という熱意は感じられたように思います。

早くコロナが終息し、また法人会が活発な活動を開始できることを祈りたいですね。

（広報委員長 松山 仁）



## 福利厚生費（支度金、社宅等に対する取扱い） ～実践税務調査～

税理士 牧野義博

調査官は福利厚生費勘定の内容のうち、従業員等に対する経済的な利益の供与として給与に該当するものはないか検討を行っています。

**調査官** 支度金の支給がありますね。支払いの根拠を教えてください。

**担当者** 旅費規程がありますのでそれをご覧ください。

**調査官** 海外出張をされた方に支度金を支給されていますが、同一人物が年に数回、同一金額を支給されています。その内容を説明してください。

**担当者** その都度定額を支給しており、精算はしていません。

**調査官** 支度金とは、渡航に要するパスポートやビザ取得費用やスーツケース購入等の海外出張に最低限必要な費用で、実費精算した場合には福利厚生費として認められますが、次回の出張からは原則として発生しないものです。

**担当者** それではどうなるのですか。

**調査官** 出張者に対し毎回定額で支給されている支度金は、経済的利益に該当しますので給与課税の対象になります。また、支度金の中には、転勤に伴う転居費が含まれていますが、その内訳を教えてください。

**担当者** 転居費とは、転勤した従業員が転居に際して支払った新たな賃貸借契約に伴う敷金、礼金、保証金、住居の仲介手数料を言います。また、転居に伴い従業員が各自で支払った子どもの転学に要した費用、すなわち、幼稚園から高校までの入園・入学料、施設費、制服代や指定教材費を、転学費として使用者が負担しています。

**調査官** この転居費等は、いわば従業員等の家事費用に関するもので、法人からの補助の有無にかかわらず、従業員等が転勤先で生活するために自ら負担しなければならない支出です。従って、この転居費等は、転勤者という特定の者に対してだけ支出されたり、従業員各人によって支出の内容が異なる場合、実質的には従業員等に対する給与となります。

**担当者** 借上社宅の場合、転居費等を使用者が直接賃貸人に支出しているため、従業員等の給与として課税されないのに、従業員等が賃借人から直接住宅を

賃借する場合には、転居費等を従業員等が支払い、その後、従業員等が使用者から支払分の支給を受けるため、給与所得となるのは納得できません。

**調査官** 借上社宅の場合、従業員等には居住先を選択する余地がなく、そこに住むことを強制されるものであるのに対して、転居費等の場合には、従業員等は自らの嗜好により自由に居住先を選択できます。そうすると、たとえ従業員等自身が契約する借家が社宅制度に代わるものであったとしても、借家の選定時に従業員等自身の恣意性が入る余地があるため、従業員等の選択によって転居費に相当する金額も大きく変動することになります。借上社宅の場合、転居費等を支出する主体が使用者側にあるのです。

**担当者** わかりました。

**調査官** ところで、借上社宅の契約の中に駐車場が入っていますが、駐車場は社宅には該当しないため従業員等の給与となりますので注意をしてください。

**担当者** 借上社宅と駐車場が込みで契約金額が策定されている場合はどうですか。

**調査官** 明確に区分ができないのであれば、給与に該当するとまでは言えないと思われる。

【筆者紹介】牧野義博（まきの・よしひろ） 東京国税局調査部において特別国税調査官、統括国税調査官、調査開発課長等を経て八王子税務署長を最後に退官。東京都新宿区で税理士登録。著書には「ザ・税務調査1～3」「税務トラブルと債務の確定」（大蔵財務協会）ほか専門誌等に執筆。HPは「牧野義博税理士事務所」で検索。全国各地で講演会も行っている。



## 新入会員ご紹介

随時、新入会員の方をご紹介させていただきます。

### 第2支部

会社名：株式会社 秀デザイン企画  
 代表者：大滝 秀人（オオタキ ヒデト）  
 会社住所：世田谷区玉川田園調布2-1-14 大野方310  
 TEL/FAX：03（6459）7687 / 03（6369）3588  
 E-mail：hideto.otaki@shudesign.tokyo  
 ホームページ：http://www.shudesign.jp/  
 業種：BIMを利用した生産設計及び設計補助  
 当社は建築に関する図面、工程、コストをトータル的に管理する業務を行い、2000年の創業以来20

年以上スーパーゼネコン各社から信頼を頂いて来ました。また、「建築業界にイノベーションを起こす」を企業目標に掲げ、今年度、東京都の経営革新計画の承認を取得した。

ウルトラファインバブルによるトイレ洗浄及び水質浄化事業に取り組んでおります。また、省エネカバーコートでは、窓や室外機などへ塗布を行う事による消費電力の削減、快適空間の提供などを実現しております。今後も様々な商品開発に取り組んで参ります。

### 第3支部

会社名：アウディジャパン販売株式会社  
 代表者：森 松司（モリ ショウジ）  
 会社住所：世田谷区尾山台2-30-8  
 TEL/FAX：03（5752）4444 / 03（3704）3339  
 E-mail：as\_r-box@audi-sales.co.jp  
 ホームページ：www.audi-sales.co.jp  
 業種：輸入車（アウディ）販売業

創業から111年目を迎えたドイツプレミアムブランドアウディ。其の日本に於ける販売のリーディングカンパニーがアウディジャパン販売です。

既に東京法人連合会会員様に向け、アウディ車購入特典が用意されておりますが、アウディ世田谷では話題の電気自動車、Eトロンを始め魅力的な商品が多数展示して御座います。

是非お気軽にお越し下さい。

## 法人会とは…

### ●よき経営者をめざすものの団体 それが法人会です。

正しい税知識を身につけたい。もっと積極的な経営をめざしたい。社会のお役に立ちたい。そんな経営者の皆さんを支援する組織、それが法人会です。

法人会は現在、全国に80万社、東京都内に48の単位会、13万社の会員企業を擁する団体として大きく発展しています。

税のオピニオンリーダーとしての貢献はもとより、会員の研さんを支援する各種の研修会、また地域振興やボランティアなど地域に密着した活動を積極的に行っています。

### ●法人会は企業の間から 自主的に誕生した団体です。

1947年（昭和22年）4月、わが国の税制はそれまでの賦課課税制度から申告納税制度へと移行し、法人税も新しい制度へ生まれ変わりました。

しかし当時の社会経済状況は極めて悪く、経営者が難解な税法を理解して自主的に税金を申告できるかどうか、危ぶまれていました。

このため、納税者が自ら申告納税するには、納税者自身が団体を結成し、その活動を通じて帳簿の整備、税知識の普及などを図る必要性が生じてきました。

法人会は、このようにして企業の間から自発的に生まれてきた団体です。

— 税務署からのお知らせ —

事業者の方へ

消費税 インボイス制度

令和3年10月1日から



登録申請書  
受付開始!

令和5年10月1日から

「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。  
適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書(インボイス)を交付することができます。



制度導入までのスケジュール

登録申請書は、  
令和3年10月1日  
から提出が可能です。

令和3年10月1日

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、  
令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

令和5年3月31日

令和5年10月1日

登録申請書の  
受付開始

インボイス制度  
の導入

登録事業者になろうとする事業者の方は「適格請求書発行事業者の登録申請書(登録申請書)」の提出が必要です。  
登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

※ 登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T+法人番号」、それ以外の事業者の方は「T+13桁の数字(新たな固有の番号)」が登録番号となります。



登録申請は、**e-Tax**をご利用  
いただくと手続きがスムーズです。



個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。

インボイス制度については裏面をご覧ください。➡

## インボイスってナニ？



電子データ  
(電子インボイス)  
でもOK!

- ▶ 売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。



### ● 現行の区分記載請求書とインボイスとの記載事項の比較

<区分記載請求書(現行)> ~令和5年9月

<インボイス> 令和5年10月~

請求書

〇〇株式会社 株式会社

●年■月分

■月▲日	割りばし	550円
■月▲日	牛肉 ※	5,400円
合計		43,600円
		(10%対象 22,000円)
		(8%対象 21,600円)

※は軽減税率対象

- 【記載事項】
- ① 請求書発行事業者の氏名又は名称
  - ② 取引年月日
  - ③ 取引の内容(軽減対象税率の対象品目である旨)
  - ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
  - ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

〇〇株式会社 株式会社(T.1234...)

●年■月分

■月▲日	割りばし	550円
■月▲日	牛肉 ※	5,400円
合計		43,600円
10%対象		22,000円 内税 2,000円
8%対象		21,600円 内税 1,600円

※は軽減税率対象

- 【記載事項】
- 区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの
- ① 登録番号  
(課税事業者のみ登録可)
  - ② 適用税率
  - ③ 税率ごとに区分した消費税額等

## 「インボイス制度」ってナニ？

- ▶ 売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。
- ▶ 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイス(※)の保存等が必要となります。

(※) 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項(インボイスに記載が必要な事項)が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。



## e-Taxに関する情報



e-Taxに関する詳しい情報は、e-Taxホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。利用開始の手続、推奨環境及びよくある質問(Q&A)などをお知らせしています。

## インボイス制度に関するお問合せ先

- インボイス制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。  
【専用ダイヤル】0120-205-553(無料)  
【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)
- 詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。



# 広報委員会 ホームページグループからのお知らせ

## 決算期に必要な資料がダウンロードできます

### 新設法人説明会資料もそろっています



玉川法人会のWebサイトでは、税に関するタイムリーな情報を掲載しています。

① 「玉川税務署からのお知らせページ」を設け、納税に必要な情報も発信中です。

② コロナ禍により、決算法人説明会、新設法人説明会が中止になった場合でも、各種資料がお手元でダウンロードできるよう、わかりやすくページにまとめました。

決算を迎える法人様、新設法人様、ぜひご活用くださいませ。

スマートフォンTOPページ



2020年の1年間  
玉川法人会ホームページにアクセスした方の、約46%がスマートフォンからでした。  
これからもスマートフォンでも見やすいレイアウトを目指してまいります。

### 広報委員会では、「たまでんBOARD」と「ホームページ」で情報の発信に努めています

各支部、部会より選出された委員の皆様と、毎月1回、会議を行っています。

- ・たまでんBOARDに掲載する内容の検討
- ・ホームページでのPR、表現の是非 など

これからも皆様に玉川法人会の情報を、的確に発信してまいります

玉川法人会ホームページは日々少しずつ更新しています。ぜひ活用ください。

<http://www.tamagawa.or.jp/>

玉川法人会

検索